佐野 子育てガイド 2026

各制度の詳細は裏面の◎をご覧ください

教育期

資格試験等受験料 全額助成

・すべての国家資格
・准看護師の都道府県資格
・日本商工会議所簿記検定１級から３級
・ＴＯＥＩＣ
・英語検定（小学生全ての検定級・中学生３級以上・高校生２級以上）

就学援助制度

経済的理由により、小・中学校及び
義務教育学校への就学が困難な児童
生徒の保護者に対し、学用品費・
修学旅行費・学校給食費・医療費等を援助
（所得制限・援助額上限あり）

妊娠期

妊婦支援給付金

１回目　妊婦一人あたり　５万円
２回目　こども（胎児）数×５万円

妊産婦健康診査受診票

妊婦健康診査１４回分（多胎は１８回分）
産婦健康診査２回分
妊娠届出時に交付

妊産婦医療費助成

保険診療の一部負担金を助成

児童手当

年齢区分	手当月額	
	第１子・第２子	第３子以降
０歳～３歳未満	15,000円	30,000円
３歳～１８歳年度末	10,000円	

※第〇子とは、２２歳の年度末までの子のうち何番目であるか

こども医療費助成

18歳に達して最初の３月31日まで
保険診療の一部負担金を助成します。

幼児期

保育料無償化

・幼稚園籍の満３～５歳児クラスの園児
・保育園籍の３～５歳児クラスの園児
・保育園籍の０～２歳児クラスの住民税非課税世帯の園児
・第２子以降の園児（認可外保育施設を含む）　など

副食費無償化

・第２子以降の園児（認可外保育施設を含む）
・満３歳～５歳児クラスの園児（所得制限あり）

出産期

子宝祝金　３万円または５万円

第１子及び第２子　３万円
第３子以降の子　　５万円

産後ケア

産後１年未満の産婦さんと赤ちゃんを対象に、
母体や赤ちゃんのケア、育児のアドバイスなど
が受けられます。



佐野ブランドキャラクターさのまる ©佐野市

子育てサポート



こども家庭センター

こども家庭センター　☎85-7317

子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体化し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

妊娠期
・母子健康手帳交付
・妊婦健診 ・妊婦訪問
・ママパパ教室　など

出産～産後
・新生児聴覚検査
・産後健診 ・産後ケア
・赤ちゃん訪問　など

子育て期
・育児相談
・子育てこころの相談
・股関節脱臼検診
・乳幼児健診
・のびのび発達相談 など

虐待相談
ヤングケアラー相談

また、利用者支援事業「みらい」では、子育ての不安や、ちょっと困った事などを伺って関係機関をご紹介しています。詳しくは、☎85-７２０８へお問い合わせください。

こども家庭センターでは何をしているの？

妊娠・出産・乳幼児の子育てに関すること

・母子健康手帳の発行
・ママパパ学級
・乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）
・産後ケア
・乳幼児健診
（１・４・９か月、１歳６か月、３歳）
・育児相談
・子育てこころの相談　など

お子さまやご家庭に関すること

・子育ての不安や悩み、虐待などに関する相談
・こどものショートステイに関する相談
・ヤングケアラーに関する相談
・ひとり親家庭等の問題に関する相談
・女性に関するＤＶなど家庭内の相談
・里親に関する相談
・その他、こどもとその家庭や妊産婦に関する不安や悩みの相談

子育て（妊娠期から教育期）への支援

		制度等の名称	内　　容	対　象　等	問い合わせ先	二次元コード
妊娠期	◎	妊婦支援給付金 （出産・子育て応援事業）	1回目：妊婦一人あたり50,000円 （医療機関で胎児心拍確認後の妊娠届出時） 2回目：こども（胎児）数×50,000円 （赤ちゃん訪問時）	佐野市に住民登録されている妊婦	こども家庭センター 85-7317	
	◎	妊産婦医療費助成	妊産婦の方が医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を市が助成 （母子手帳が交付された月の初日または転入日から出産した翌月末まで）	佐野市に住民登録のある妊産婦で、健康保険に加入している方	こども家庭センター 85-7317	
		産前産後国民年金保険料免除制度	出産前後の一定期間の国民年金保険料の納付を免除	国民年金第１号被保険者	医療保険課 年金係 20-3019	
		産前産後国民健康保険税減額制度	出産前後の一定期間の国民健康保険税（所得割および均等割）を減額	国民健康保険に加入している被保険者で、妊娠85日以降に出産予定または出産した方	市民税課 税政係 20-3007	
	◎	妊産婦健康診査受診票の交付	妊産婦健康診査費用の一部を公費で負担 ・妊婦健康診査14回分（多胎は18回分） ・産婦健康診査2回分（産後2週間･1か月）	佐野市に住民登録されている方で、妊娠届出をされた方	こども家庭センター 85-7317	
出産期		新生児聴覚検査・1か月児健康診査受診票の交付	新生児聴覚検査・1か月児健康診査費用の一部を公費で負担（母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査受診票と合わせて受診票交付）	佐野市に住民登録されている方で、妊娠届出をされた方	こども家庭センター 85-7317	
	◎	児童手当	第１子及び第２子 ０歳～３歳未満　月額　15,000円 ３歳～１８歳年度末　〃　10,000円 第３子以降　〃　30,000円	18歳に達して最初の3月31日までの児童を主に養育している方で、佐野市に住民登録のある方	こども家庭センター 85-7317	
	◎	こども医療費助成	お子さんが医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を市が助成 （お子さんの誕生日または転入日から18歳に達して最初の3月31日まで）	佐野市に住民登録のある子どもを養育している保護者	こども家庭センター 85-7317	
	◎	子宝祝金	次代を担う子の出産を奨励し、豊かで活力あるまちづくりを推進するため、出産に対し支給 第1子及び第2子　30,000円 第3子以降の子　50,000円	・支給対象児童の出産を行った者またはその配偶者 ・支給対象児童を監護養育している ・出産の日の6か月以上前から佐野市に住所を有している ・子宝祝金申請時に佐野市に住所を有している ・支給対象児童と法律上の親子関係を有している	こども家庭センター 85-7317	
	◎	産後ケア事業	産後1年未満の産婦さんと赤ちゃんを対象に、母体や赤ちゃんのケア、育児のアドバイスなどが受けられます。 （デイサービス型、宿泊型、訪問型） 詳細は二次元コードからご確認ください。	・佐野市に住民登録されている方 ・産後1年未満の産婦とその赤ちゃん ・育児に関する相談や産後の心や体のケアの為の休息を希望する方	こども家庭センター 85-7317	
		出産育児一時金	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時、出産育児一時金48万8,000円(産科医療補償制度利用の方は50万円)を支給	佐野市の国民健康保険に加入している方	医療保険課 国保係 20-3024	
		養育医療費給付	赤ちゃんの出生時の体重が2,000グラム以下、または身体機能が未熟なままで生まれ、指定医療機関の医師が入院の必要を認めた場合、養育に必要な医療を給付	佐野市に住所を有し、出生児体重が2,000グラム以下または、身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児	こども家庭センター 85-7317	
幼児期	◎	保育料無償化	幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に通う園児の保育料の無償化 ※私立幼稚園は入園料を含めて 月額上限 25,700円 国が定める基準を満たす認可外保育施設に通う園児の保育料の無償化　月額上限　42,000円 0～2歳児クラス　月額上限　37,000円 3～5歳児クラス　月額上限　42,000円 月額上限　37,000円	・幼稚園籍の満３～5歳児クラスの園児 ・保育園籍の3～５歳児クラスの園児 ・保育園籍の0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の園児 ・第2子以降の園児 国が定める基準を満たす認可外保育施設を利用する園児（保育の必要性の認定を受けた方） ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の園児 ・3～5歳児クラスの園児 ・第２子以降の園児の保育料・副食費の無償化 （R6.10～市独自の制度）	保育課 事業係(幼稚園籍) 保育係(保育園籍) 20-3038 保育課 保育係 20-3038	
	◎	副食費無償化	幼稚園、認可保育所、認定こども園に通う園児の副食費の無償化　月額上限5,100円	・年収360万円未満相当の世帯の満3～5歳児クラスの園児 ・第２子以降の園児 （R6.10～市独自で対象者を拡充）	保育課 事業係(幼稚園籍) 保育係(保育園籍) 20-3038	
		幼稚園籍の預かり保育料の無償化	「保育の必要性」がある満３～5歳児クラスの園児が幼稚園・認定こども園の教育時間を超えて利用する場合の預かり保育料が月額上限まで無償 月額上限　日額450円×利用日数	・住民税非課税世帯の満３歳児クラスの園児 ・3～5歳児クラスの園児	保育課 事業係 20-3038	

		制度等の名称	内　　容	対　象　等	問い合わせ先	二次元コード
教育期	◎	就学援助制度	経済的理由により、小・中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費等を援助しています。 (援助額上限有)	・佐野市に居住し、佐野市内の小中義務教育学校に通っている児童生徒の保護者 ・佐野市で定めた所得基準額を超えない世帯	学校教育課 学務係 20-3107	
	◎	資格試験等受験料助成	すべての国家資格、准看護師の都道府県資格、日本商工会議所簿記検定１級から３級、TOEICの資格試験等の受験料の全額助成 ※対象の国家資格は要問い合わせ	中学校・義務教育学校（後期課程に限る）・高等学校・中等教育学校・大学（大学院及び短期大学含む）・高等専門学校・専修学校等の生徒、学生で、佐野市の住民基本台帳に登録がある等	教育総務課 総務係 20-3106	資格試験
			児童生徒の英語の能力及び技能並びに学習意欲の向上を図ることを目的として、児童生徒が受験する英語検定の費用に対し、市が予算の範囲内で交付します。 （小学生全ての検定級、中学生３級以上、高校生２級以上）	申請に係る英語検定を受験した時点において市の住民基本台帳に登録されている児童生徒の保護者であること。ただし、児童生徒が18歳以上の場合は児童生徒本人		英検
ひとり親家庭への支援		児童扶養手当	父母の離婚、死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給	日本国内に住所があって、父母が婚姻を解消した児童などを監護している父、母または父母に代わって児童を養育している方（所得制限あり）	こども家庭センター 85-7317	
		遺児手当	父母のどちらかまたは両親が死亡した児童について手当を支給 児童1人　月額3,000円	市に住民登録があり、次に該当する方 ・児童の父または母で、配偶者がいない方 ・父母以外で、児童と同居し、監護・生計を維持している方 （所得制限あり）	こども家庭センター 85-7317	
		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の方が医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を市が助成 ※薬局を除く医療機関ごとに月500円の自己負担あり	佐野市に住民登録があり、18歳に達して最初の3月31日までの子どもを監護・養育している方で健康保険に加入している方（所得制限あり）	こども家庭センター 85-7317	
障がいのある子への支援		特別児童扶養手当	内部障がいを除く身体障害者手帳1～4級(4級は一部該当)または療育手帳A1～B1の方を扶養している方(内部障がいについては所定の診断書により認定されます)に対し、手当を支給	20歳未満で、心身に障がいのある在宅の児童を養育している父母または養育者	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
		障害児福祉手当	重度の障がいがあるため、常時の介護を必要とする施設に入所していない児童に対し、手当を支給	20歳未満で、主に身体障害者手帳1～2級程度、または最重度の知的障害のある児童	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
		自立支援医療（育成）	疾患や身体に障がいのある児童に対し、指定自立支援医療機関で治療を受け機能回復が十分に期待できる場合に、保険診療の自己負担分の一部を公費で負担	18歳未満	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
		児童発達支援等の無償化	就学前の障害児を支援するため、児童発達支援等について、利用者負担を無償化	満3歳になって初めての4月1日から3年間	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
		児童発達支援等の多子軽減措置	児童発達支援等の負担上限月額の割合が100分の5または0に軽減	児童通所支援を利用する未就学児が第2子以降である場合など	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
その他の支援		不妊治療費助成	保険診療分の不妊治療費の一部を助成 ・支払った治療費の1/2の額（1年度あたり上限10万円） 保険診療適用外の不妊治療費の一部を助成 ・支払った治療費の全額（1年度あたり上限30万円）	・婚姻中のご夫婦で、申請の1年以上前から佐野市に住民登録をしている方 ・市税を滞納していない方 ・夫婦ともに国民健康保険、社会保険等の医療保険に加入している方	こども家庭センター 85-7317	
		不育症治療費助成	保険診療分の不育治療費の一部を助成 ・支払った治療費の1/2の額（1年度あたり上限10万円） 保険診療適用外の不育治療費の一部を助成 ・支払った治療費の全額（1年度あたり上限30万円）	・婚姻中のご夫婦で、申請の1年以上前から佐野市に住民登録をしている方 ・市税を滞納していない方 ・夫婦ともに国民健康保険、社会保険等の医療保険に加入している方	こども家庭センター 85-7317	



佐野ブランドキャラクターさのまる　©佐野市

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた方が気軽に外出できるように、おむつ替えや授乳のために立ち寄れる公共・民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

こども政策課　こども政策係
TEL 20-3023

ファミリー・サポート・センターさの

お子さんの預かりや送迎などを行います。
子育ての「援助をしてほしい人」と「援助のできる人」を結びます。
※ご利用には、会員登録が必要です

TEL 22-0115
（佐野市総合福祉センター内）



佐野市はSDGs（持続可能な開発目標）を推進しています。